

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	重度障害者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、重度障害者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和6年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	泉南市は、泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、障害者医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る障害者医療事務＞ ・情報連携のため、泉南市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ・Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・泉南市個人番号の利用に関する条例 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・泉南市個人番号の利用に関する条例第4条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保険部障害福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-447-8889

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 5 ②所属長	生活福祉課長 東野 雅毅	生活福祉課長 灰野 隆	事後	
平成28年12月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成28年12月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成31年4月25日	評価書名	障害者医療費の助成に関する事務	重度障害者医療費の助成に関する事務	事後	
平成31年4月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	泉南市は、障害者医療費の助成に関する事務	泉南市は、重度障害者医療費の助成に関する事務	事後	
平成31年4月25日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例	泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例	事後	
平成31年4月25日	評価実施機関による担当部署	生活福祉課長 灰野 隆	生活福祉課長	事後	
平成31年4月25日	II-1 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	II-2 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月25日	IV リスク対策	新規	評価書のとおり	事後	
令和3年1月12日	I-5-①部署	健康福祉部生活福祉課	福祉保険部障害福祉課	事後	
令和3年1月12日	I-5-②所属長	生活福祉課長	障害福祉課長	事後	
令和3年1月12日	I-8連絡先	健康福祉部生活福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-3474	福祉保険部障害福祉課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-447-8889	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
令和4年9月7日	②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	令和3年9月1日変更箇所分が反映されていなかったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月29日	I-1-②事務の概要	泉南市は、泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、障害者医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	泉南市は、泉南市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、障害者医療費助成の受給資格者に対して、医療証を発行し、医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請に関する事務 ②審査に関する事務 ③支払に関する事務 ④更新に関する事務 ⑤受給資格に関する事務 ⑥返還に関する事務 なお、これらの事務を行うに当たっては、泉南市個人番号の利用に関する条例に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る障害者医療事務> ・情報連携のため、泉南市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療	事後	
令和6年7月29日	I-1-③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ・Public Medical Hub (PMH)	事後	
令和6年7月29日	I-3 法令上の根拠	泉南市個人番号の利用に関する条例	・泉南市個人番号の利用に関する条例 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号	事後	
令和6年7月29日	II-1 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和6年7月29日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月29日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月29日	Ⅲ しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	